

平成29年度定期監査結果報告書（第3回）

（一般会計及び特別会計）
（公営企業会計）

平成30年8月

北海道監査委員

平成29年度定期監査結果報告書（第3回）

目 次

第1	監査の概要	
1	監査対象部局数、監査実施期間及び監査結果報告・公表の方法	1
2	監査の主眼	1
3	監査の実施方法	1
4	監査結果の区分	2
第2	一般会計及び特別会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数内訳	2
2	監査の結果	3
第3	公営企業会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数内訳	14
2	監査の結果	14
別記	監査実施部局及び監査実施年月日	16

第1 監査の概要

1 監査対象部局数、監査実施期間及び監査結果報告・公表の方法

平成29年度定期監査は、平成29年11月から平成30年7月にかけて、全418部局を対象として実施し、監査結果の報告・公表については、監査対象部局における早期の改善を促すため、年間総括のほか、監査を終了し監査結果を決定した部局について年3回に分けて行うこととしている。

本報告書は、平成29年12月から平成30年7月にかけて監査を実施し、平成30年6月及び8月に監査結果を決定した61部局に係る監査結果を内容とした第3回目の報告である。

2 監査の主眼

監査は、平成29年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性のほか、経済性、効率性及び有効性の視点から、次の事項に重点を置いて実施した。

(1) 共通事項

- ア 債権の管理等について
- イ 支出事務の執行について
- ウ 入札・契約事務の執行について
- エ 業務委託の執行について
- オ 物品の調達と管理について
- カ 補助金の執行について
- キ 財産の管理について
- ク 工事（技術）の執行について

(2) 公営企業会計

- ア 病院事業の経営の改善について
- イ 電気事業の安定したサービスの提供について
- ウ 工業用水道事業の経営の健全化について

3 監査の実施方法

定期監査を実施した61部局のうち、36部局については実地監査を実施し、25部局については書面監査を実施した。

会 計	監査対象部局名	本 庁	出 先 機関等	計	計	
					実地監査	書面監査
一 般 会 計 及 び 特 別 会 計	知 事 部 局	9	14	23	18	5
	各種委員会等事務局	5		5	5	
	教 育 庁	1	3	4	1	3
	警 察 本 部	1	24	25	8	17
	計	16	41	57	32	25
公 営 企 業 会 計	道 立 病 院 局 (病院事業会計)	1	2	3	3	
	企 業 局 (電気事業会計及び 工業用水道事業会計)	1		1	1	
	計	2	2	4	4	
合 計		18	43	61	36	25

実地監査については、部局から監査資料の提出を求めるとともに、部局に赴いて、抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出（支払）証拠書類その他関係書類の審査、関係職員に対する事情聴取を行う方法により行い、書面監査については、部局から監査資料、支出（支払）証拠書類等の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により実施した。

4 監査結果の区分

監査の結果については、部局別には是正又は改善を求めることとした事項を次により指摘事項、指導事項、検討事項に区分した。

《指摘事項》

- (1) 法令、条例、規則、通達に違反しているもの
- (2) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (3) 予算を目的外に支出しているもの
- (4) 予定価格の積算に誤りがあるもの
- (5) 経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの
- (6) 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
- (7) 火災事故等が発生しているもの

《指導事項》

指摘事項に該当するもののうち軽易と認められるもの

《検討事項》

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討を要するもの

第2 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数内訳

平成29年12月から平成30年7月までに監査を実施し、監査結果を決定した57部局のうち、財務に関する事務の執行について、総体として適正であると認められた部局は31部局、是正又は改善を求める事項があった部局は26部局であり、総則等の項目ごとに区分した、指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の内訳は、次のとおりである。

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	合 計
総 則		4		4
予 算				
収 入	9	4		13
支 出	7	15		22
契 約	2	25		27
財 産	12	13		25
工事(技術)		6		6
経 営 管 理	1			1
そ の 他	8	13		21
合 計	39	80		119

2 監査の結果

是正又は改善を求める事項があった26部局に係る指摘事項等は、次のとおりである。

(1) 監査実施部局名 総務部

ア 監査実施年月日 平成29年12月4日、平成30年2月14日から16日まで及び6月4日から8日まで

イ 監査の結果

《指摘事項》

(ア) 道税収入においては、道税確保特別対策本部を設置して、収入確保に取り組んでおり、特に、個人道民税については、道と市町村による共同催告や共同徴収などを実施し、自動車税については、預貯金の差押えなどを強化するほか、コンビニ納税、インターネットを利用したクレジットカード納税の推進に努めることなどにより、道税全体の収入未済額は減少したところであるが、依然として、その額は多額となっている。

道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、今後とも、自主納税の促進と滞納の実態に応じた適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(イ) 通勤手当の支給において、支給すべき月を誤ったことから、未支給となっているものが、1名分、3万8,180円あった。

また、寒冷地手当の支給において、世帯区分の変更に伴う手当の額を誤って認定したことから、過払いとなっているものが、1名分、3万540円あった。

さらに、特殊勤務手当の支給において、給与管理システムへの入力を誤ったことから、過払いとなっているものが、1名分、6,760円あった。

(ウ) パーソナルコンピュータの損傷が発生し、修繕費用として、1件、8万7,048円の支出があった。

《指導事項》

(ア) 児童手当については、毎年2月、6月及び10月の3期に、それぞれの前月までの分を支給することとされているが、これが遅延しているものが、2名分、5万円あった。

(イ) 役務費の支出において、表彰状の団体名等を誤って筆耕を発注したことから、新たな表彰状を作成することとなり、不経済な支出となっているものが、1件、1万7,080円あった。

(ウ) 自動車保険料の支出において、車両の自動車検査証の有効期間満了後、有効な自動車検査証の交付を受けず使用していないときは、有効期間満了後の自動車保険料の支払いは不要となるが、保険者に対し、自動車検査証の有効期間満了後相当期間経過した日を使用しないこととした日として報告したことから、当該経過した期間に係る自動車保険料を支払うこととなり、不経済な支出となっているものが、17台分、2万1,000円あった。

(エ) 測量業務委託契約において、設計変更の際に復元測量などの数量を誤って積算し契約変更したため、契約金額が過少となっているものが、1件、2万769円あった。

(オ) 物品の賃貸借契約に係る予定価格調書の作成において、予定価格を誤って記載しているものがあった。

(カ) 庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、ホームページでの未利用地情報の掲載や不動産業者等への情報提供を行うとともに、建物付き売却などに取り組んでいるが、さらに売却等の処分の促進を図る必要がある。

(キ) 公用車の保守管理において、運行管理者は、法令等を遵守して定期点検整備を実施しなければならないが、これを実施していない公用車があった。

(ク) 施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、2件、43万1,719円の支出があった。

(2) 監査実施部局名 オホーツク総合振興局

ア 監査実施年月日 平成30年1月24日、25日及び5月8日から11日まで

イ 監査の結果

《指摘事項》

- (ア) 旅費の支給において、赴任に伴う扶養親族が移転しない場合にあっては、移転料は定額の2分の1、扶養親族移転料は支給しないこととなるが、扶養親族ではない者を扶養親族として旅費を算定したことから、過払いとなっているものが、1名分、9万3,466円あった。
- (イ) スノーモビル及び公用車の損傷が発生し、修繕費用として、2件、53万1,748円の支出があった。
- (ウ) キーケースの鍵の亡失があった。

《指導事項》

- (ア) 前渡された資金に基づく現金の支払事務については、部局長等が任命する資金前渡員が行わなければならないが、職員が立て替えた庁中常用の経費について、資金前渡員に発令していない者が現金を取り扱っているものがあった。
- (イ) 遺児福祉修学資金貸付金の償還について、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入について、法令等に違反していないかなどを調査し、調定書により調定をしなければならないが、これを行っていなかった。
- (ウ) 特殊勤務手当の支給において、社会福祉業務手当の額は、一ヶ月において福祉に関する業務に従事した日の合計が、1日以上8日未満である場合にあっては、手当の月額に100分の30を乗じて得た額としなければならないが、従事日数が8日未満であるにもかかわらず、月額分を支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、6,790円あった。
- (エ) 委託料を支出しようとするときは、継続的、定期的な経費の支払いを除き、債権者から提出を受けた請求書により行わなければならないが、請求書の提出を受けることなく、支出しているものがあった。
- (オ) 工事請負契約において、契約保証金に代える担保として金融機関の保証書の提出を受けた工事の工期の延長を行う場合は、受注者から、保証期間を変更した保証書の提出を受けなければならないが、これを受領せずに変更契約を締結しているものがあった。
- (カ) 庁舎排水管清掃業務において、実施要領では業務履行時に発生する汚泥等の産業廃棄物を処理させることとしていることから、当該業務の入札参加資格は産業廃棄物の収集運搬、処分の許可を受けた者であることを要件としなければならないが、これを定めないまま入札手続きを行っていた。
また、産業廃棄物を処理する際は、産業廃棄物の種類、数量等の必要事項を記載した契約書により収集運搬、処分を委託しなければならないが、これを行っていなかった。
- (キ) 庁舎等の清掃業務契約において、当該契約を締結する時点において総額を確定することが可能であるときは、総額により契約を締結しなければならないが、総額により契約を締結することが可能であったにもかかわらず、日額により契約を締結しているものがあった。
- (ク) 物品の売払契約の一般競争入札においては、消費税等込み価格相当額で競争させることとしていることから、入札書に記載する金額は消費税等相当額を含めた額とする旨の公告をしなければならないが、消費税等相当額を含めない額を入札書に記載する旨を公告し、入札させているものがあった。
- (ケ) 役務費の執行において、ロッカーに鍵を入れたまま施錠したことから、これを解錠するための費用が生じ、1件、1万800円の支出をしているものがあった。
- (コ) 資金前渡員に異動があったときは、前任者は、異動発令の日から10日以内に、引継書を作成し、その保管に係る前渡資金、帳簿及び証拠書類を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていなかった。

- (サ) 河川改修工事において、築堤工の盛土の積算に当たり、ブルドーザによる施工数量が10,000m³以上から10,000m³未満に変更となる場合は、21トン級ブルドーザから15トン級ブルドーザに適用機種を変更すべきところ、21トン級ブルドーザで積算したため、施工費及び分解組立運搬費の設計金額が50万7,600円過大となっていた。
- (シ) 道路改良工事において、植生工の施工に当たり、張芝については日平均気温0℃以上までの時期に施工を完了させなければならないが、これを下回る時期に施工を行わせており、施工時期が適切でなかった。
- (ス) 河川改修工事において、擁壁工の施工に当たり、H形鋼の打込工法を変更する場合には、設計変更の手続きを行い、契約変更後に着手しなければならないが、これより前に着手しており、事務処理が適切でなかった。
- (セ) 公用車による交通事故が発生し、修繕費用等として、9件、241万3,174円の支出があった。

(3) 監査実施部局名 教育庁

ア 監査実施年月日 平成30年2月13日から16日まで及び7月3日から6日まで

イ 監査の結果

《指摘事項》

パーソナルコンピュータの損傷が発生し、修繕費用として、1件、6万4,800円の支出があった。

《指導事項》

- (ア) 公立高等学校奨学資金貸付金収入等については、滞納整理方針を策定し、未納者及び保証人への催告などにより収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。
- (イ) 印刷物の製造契約に係る見積合せの執行において、代表者の押印がない見積書は無効としなければならないが、有効としているものがあった。

(4) 監査実施部局名 胆振総合振興局

ア 監査実施年月日 平成30年3月13日及び5月22日から25日まで

イ 監査の結果

《指摘事項》

- (ア) 公用車の損傷が発生し、修繕費用として、2件、15万3,021円の支出があった。
- (イ) ETCカード2枚の亡失があった。

《指導事項》

- (ア) 歳入金に係る現金の収納事務については、収入取扱員が行わなければならないが、収入取扱員に発令していない者が現金を取り扱っているものがあった。
- (イ) 消防用設備保守点検業務において、点検する消火器の数量の誤りが判明したため、点検に含めていなかった消火器の点検を追加で行う必要が生じたことから、不経済な支出となっているものが、1件、1万1,340円相当あった。
- (ウ) 工事請負契約において、契約保証金に代える担保として金融機関の保証書の提出を受けた工事の工期の延長を行う場合は、受注者から、保証期間を変更した保証書の提出を受けなければならないが、これを受領せずに変更契約を締結しているものがあった。
- (エ) 少額工事の請負契約において、完成の届出があったときは、検査員が完成検査を行わなければならないが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。
- (オ) 物品修繕の納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、検査員が納品検査を行うこととされているが、検査当日に在勤していない職員が検査を行ったとしているものがあった。

- (カ) 公用車の保守管理において、運行管理者は、法令等を遵守して定期点検整備を実施しなければならないが、これを実施していない公用車があった。
- (キ) 河川改修工事において、土工量等の概数を確定するに当たり、工事着手前に発注者と受注者が工事施工協議簿により、数量の確定を行わなければならないが、これを行っていなかった。
- (ク) 公用車による交通事故が発生し、修繕費用等として、8件、167万9,329円の支出があった。
なお、全損により、1台の廃車があった。

(5) 監査実施部局名 空知総合振興局

ア 監査実施年月日 平成30年3月14日及び6月5日から8日まで

イ 監査の結果

《指摘事項》

公用車の損傷が発生し、修繕費用として、3件、30万99円の支出があった。

《指導事項》

- (ア) 歳入金に係る現金の収納事務については、収入取扱員が行わなければならないが、収入取扱員に発令していない者が現金を取り扱っているものがあった。
- (イ) 農林漁業普及指導手当については、普及指導員が、月の初日から末日までの間において、普及事務に、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上従事した場合に支給することとされているが、この要件を満たしていないにもかかわらず手当を支給したため、過払いとなっているものが、1名分、4万6,216円あった。
- (ウ) 工事請負契約において、契約保証金に代える担保として金融機関の保証書の提出を受けた工事の契約金額の増額や工期の延長を行う場合は、受注者から、これらの事項を変更した保証書の提出を受けてから変更契約を締結しなければならないが、これが提出される前に変更契約を締結しているものがあった。
- (エ) 庁舎清掃業務委託に係る一般競争入札の公告において、申請をする日の直前2営業年度分の決算において、当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であることを入札参加資格要件の一つと定めており、これらを確認する書面として事業実績がわかる契約書の写し等の提出を求めているが、申請者から提出された書面からは、この要件を確認できないものがあった。
- (オ) 収入取扱員に異動があったときは、前任者は、異動発令の日から10日以内に、引継書を作成し、その保管又は管理に係る帳簿等及び証拠書類を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていなかった。
- (カ) 収入証紙の部内検査については、部局長は、毎年3月31日において、検査員を定めて、その所掌する事務に係る収入証紙の取扱状況を検査しなければならないが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあった。
- (キ) 公用車による交通事故が発生し、修繕費用等として、6件、144万6,636円の支出があった。

(6) 監査実施部局名 室蘭警察署

ア 監査実施年月日 平成30年5月9日

イ 監査の結果

《指摘事項》

物品の購入において、受領権限のない者に物品購入代金を支払っているものが、1件、11万1,188円あった。

(7) 監査実施部局名 北警察署

ア 監査実施年月日 平成30年 5 月14日

イ 監査の結果

《指摘事項》

可搬式速度測定装置及び公用車の損傷が発生し、修繕費用として、4件、35万2,576円の支出があった。

(8) 監査実施部局名 留萌振興局

ア 監査実施年月日 平成30年 5 月15日から18日まで

イ 監査の結果

《指摘事項》

(ア) 建設業許可申請手数料については、北海道収入証紙で納めなければならないが、収入証紙がちょう付されていない申請書を受理しているものが、1件、5万円あった。

(イ) デジタル一眼レフカメラの損傷が発生し、修繕費用として、1件、7万2,360円の支出があった。

《指導事項》

(ア) 歳入金に係る現金の収納事務については、収入取扱員が行わなければならないが、収入取扱員に発令していない者が現金を取り扱っているものがあった。

(イ) 庁舎環境衛生管理業務において、業務処理要領では業務履行時に発生する汚泥等の産業廃棄物を処理させることとしていることから、当該業務の入札参加資格は産業廃棄物の収集運搬、処分の許可を受けた者であることを要件としなければならないが、これを定めないまま入札手続きを行っていた。

また、産業廃棄物を処理する際は、産業廃棄物の種類、数量等の必要事項を記載した契約書により収集運搬、処分を委託しなければならないが、これを行っていなかった。

(ウ) 委託契約における業務の完了検査について、受託者から実績報告書の提出があったときは、支出負担行為担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあった。

(エ) 郵便切手類の払出しを受けた物品供用員又は物品使用者は、受払簿等により受払いの記録を行うこととされているが、収入印紙について、これを行っていなかった。

(オ) 劇物の処分において、物品不用決定書による不用の決定を行っていなかった。

(9) 監査実施部局名 根室振興局

ア 監査実施年月日 平成30年 5 月15日から18日まで

イ 監査の結果

《指摘事項》

(ア) 個人の行う事業に対し事業税を課する場合において、当該個人が年の中途において事業を廃止したときは、当該事業の廃止後、納期限を分割することなく直ちに事業税を課さなければならないが、2回に分割しているものが、5件、78万9,300円あった。

(イ) 保育所運営費等道費負担金において、負担金の額の確定により支払い済みの負担金を返還させる場合は、返還すべき期限を、額の確定の通知をした日から20日以内とすることとされ、事業者が地方公共団体である場合で、その返還金につき予算措置を必要とする場合に限り、当該期限を90日以内において定めることができることとされているが、負担金を返還させるに当たって、返還期限を20日以内として調定の上、納入通知書を送付した後、当該事業者から、返還金について予算措置が必要である旨の連絡があったにもかかわらず、当初の納入期限の見直しなどについて検討せず、相当期間経過した後、新たに調定を行うなど、事務処理が遅延しているものが、1件、8万1,605円あった。

- (ウ) 公用車及びパーソナルコンピュータの損傷が発生し、修繕費用として、3件、16万7,637円の支出があった。

《指導事項》

- (ア) 公用車の保守管理において、運行管理者は、法令等を遵守して定期点検整備を実施しなければならないが、これを実施していない公用車があった。
- (イ) 指定物品の処分において、物品不用決定書による不用の決定を行っていないものがあった。
また、指定物品現在高報告書の作成に当たっては、現物、備品記録票等と突合を行った上で、これを会計管理者に提出しなければならないが、当該物品が処分されているにもかかわらず、現存するものとして提出していた。
- (ウ) 動物管理に係る医薬品等の管理において、医薬品等取扱責任者は、すべての危険医薬品を危険医薬品総括表に記録し、危険医薬品記録簿を添付のうえ、月ごとに決裁を受けなければならないが、平成27年6月以降これらを行っていないかった。
- (エ) 公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、1件、37万3,000円の支出があった。

(10) 監査実施部局名 中央警察署

ア 監査実施年月日 平成30年5月17日

イ 監査の結果

《指摘事項》

公用車の損傷が発生し、修繕費用として、3件、20万6,398円の支出があった。

(11) 監査実施部局名 東京事務所

ア 監査実施年月日 平成30年5月23日から25日まで

イ 監査の結果

《指摘事項》

ICカード乗車券の亡失があった。

(12) 監査実施部局名 保健福祉部

ア 監査実施年月日 平成30年6月11日から15日まで

イ 監査の結果

《指摘事項》

母子・寡婦・遺児等に対する貸付金の返済に係る収入及び児童保護措置費徴収金などについては、未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

《指導事項》

- (ア) 委託契約における業務の完了検査については、受託者から実績報告書等の提出があったときは、支出負担行為担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあった。
- (イ) 印刷物の製造に係る予定価格については、消費税等抜き価格で積算した全体価格の金額に100分の8に相当する額を加算して決定することとされているが、それと異なる額を予定価格としているものがあった。

(13) 監査実施部局名 環境生活部

ア 監査実施年月日 平成30年6月13日から15日まで

イ 監査の結果

《指摘事項》

(ア) 物品の借入れ契約を行う場合には、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成28年度において、これを行わずに契約しているものが、3件、89万456円あった。

また、これらについては、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて翌年度に支出していた。

(イ) ICカード乗車券の亡失があった。

(14) 監査実施部局名 手稲警察署

ア 監査実施年月日 平成30年6月14日

イ 監査の結果

《指摘事項》

公用車の損傷が発生し、修繕費用として、1件、13万723円の支出があった。

(15) 監査実施部局名 農政部

ア 監査実施年月日 平成30年6月18日から22日まで

イ 監査の結果

《指摘事項》

(ア) 委託契約の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる経費については、消費税等相当額を除いて積算する必要があるが、消費税等相当額が含まれる旅費について、これを控除せず積算し、消費税等相当額を加算したことから、契約金額が割高となっているものが、2件、11万8,772円あった。

(イ) ホッカイドウ競馬の経営は、平成23年に策定した北海道競馬推進プランによるインターネット発売の拡大や、日本中央競馬会との相互発売などの取組、平成28年3月に策定した第2期北海道競馬推進プランに基づく、レース情報の積極的な発信や高画質なレース映像の提供など、さらなる発売拡大の取組などにより、平成29年度の単年度収支が10億318万円となり、平成25年度から5年連続で単年度収支が黒字となっている。

今年度においても、単年度収支の黒字拡大に伴い、一般会計からの借入金に対する償還を行っているが、累計の借入金は237億8,937万円と依然として多額となっていることから、安定した収支構造の維持に向けて、引き続き経営改善を図る必要がある。

《指導事項》

(ア) 農業改良資金貸付金収入については、借受者や連帯保証人から分割納付させるなど、滞納整理に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、引き続き、収入未済額の解消に向けた取組を進める必要がある。

(イ) 収入取扱員は、納入義務者から現金の納付を受けたときは、現金領収証書に必要事項を記載し、これを納入義務者に交付することとされているが、金額及び領収年月日を記載していない現金領収証書を交付しているものがあった。

(ウ) 補助金の交付決定に当たっては、必要な交付条件を付すこととされているが、補助指令書に重要な交付条件を記載していないものがあった。

(エ) 物品購入契約における納品検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査を行っていないものがあった。

また、検査当日に在勤していない職員が、検査を行ったとしているものがあった。

- (オ) 収入取扱員に異動があったときは、前任者は、異動発令の日から10日以内に、引継書を作成し、その保管又は管理に係る帳簿等及び証拠書類を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていなかった。
- (カ) 収入取扱員の所掌する現金の出納事務については、毎年3月31日現在及び収入取扱員に異動があった場合において、検査員を定めて検査をしなければならないが、これを行っていなかった。

(16) 監査実施部局名 警察本部

ア 監査実施年月日 平成30年6月18日から22日まで

イ 監査の結果

《指摘事項》

- (ア) 放置違反金については、電話、文書、戸別訪問などによる催告のほか、預貯金や給与の差押えなどの滞納処分を積極的に実施するとともに、インターネット公売を実施するなどの徴収対策の強化により、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっていることから、今後とも、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。
- (イ) 公用車及び楽器の損傷が発生し、修繕費用として、2件、9万8,984円の支出があった。
- (ウ) 公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、122件、3,659万9,254円の支出等があった。
なお、全損により、1台の廃車があった。
- (エ) 職員住宅で火災が発生し、復旧費用として、1件、1,198万8,000円の支出があった。

《指導事項》

- (ア) 物品の修繕において、請求権限のない者に物品修繕代金を支払っているものが、1件、8,424円あった。
- (イ) 庁舎改築工事において、除雪費等の概数を確定するに当たり、発注者と受注者が工事打合せ記録簿により、数量の確定を行わなければならないが、これを行っていなかった。
- (ウ) 庁舎改築工事において、地盤の掘削により土壌を区域外に搬出するなどして、3,000㎡以上の土地の形質を変更する場合には、着手する日の30日前までに、当該土地の形質を変更する場所や着手予定日等を知事に届け出なければならないが、これを行っていなかった。
- (エ) 施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、2件、38万84円の支出があった。
- (オ) 職務の執行において行政事故が発生し、賠償金として、2件、28万8,905円の支出があった。

(17) 監査実施部局名 経済部

ア 監査実施年月日 平成30年6月19日から22日まで

イ 監査の結果

《指摘事項》

- (ア) 中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金収入等については、未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。
- (イ) 旅費の支給については、当該旅行を行った年度の予算で支出しなければならないが、翌年度予算で支出しているものが、1件、7万5,640円あった。

(ウ) インターネット回線工事の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約しているものが、2件、1万368円あった。

また、委託料、負担金等の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に、書面により支払期限を約定したときは、その期限までに支払わなければならないが、これらの期限を超えて支出しているものが、上記を含め、31件、502万2,712円あり、うち年度を超えて支出しているものが、4件、1万808円あった。

なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。

(エ) 外国旅行時に使用する携帯電話のデータの取得については、携帯電話と同時にレンタルしたWi-Fiルーターを経由して行うこととしていたが、これによることなくデータを取得したことから、不必要なデータ通信料が発生し、不経済な支出となっているものが、1件、22万9,891円あった。

(オ) 公用車及びパーソナルコンピュータの損傷が発生し、修繕費用等として、2件、10万4,220円の支出があった。

《指導事項》

(ア) 非常勤の委員等に対する報酬については、職務に従事したときの翌月10日までに支給することとされているが、支給が遅延しているものが、11名分、11万円あった。

(イ) 予定価格調書は、秘密性を保持する必要性から作成後、直ちに封筒に入れ厳封しなければならないが、封入しないまま保管しているものがあった。

(ウ) 業務委託に係る予定価格調書の作成において、予定価格を誤って記載しているものがあった。

(エ) 委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、税を滞納している者でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、これを確認しないまま、資格審査を行っているものがあった。

(オ) 少額工事の執行において、交換の必要のない部品代を含めて積算したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、1万1,591円あった。

(18) 監査実施部局名 栗山警察署

ア 監査実施年月日 平成30年6月22日

イ 監査の結果

《指摘事項》

USBメモリーの亡失があった。

《指導事項》

パーソナルコンピュータの損傷が発生し、修繕費用として、1件、3万4,560円の支出があった。

(19) 監査実施部局名 建設部

ア 監査実施年月日 平成30年7月3日から6日まで及び9日

イ 監査の結果

《指摘事項》

(ア) 道営住宅使用料、堤塘使用料などについては、収納強化月間を設定して行う訪問徴収、退去者に係る未収金収納業務の外部委託、滞納整理事務に係る研修会の開催などの徴収対策に努めたことから、収入未済額が減少しているところであるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(イ) 共通乗車券の亡失があった。

(20) 監査実施部局名 水産林務部

ア 監査実施年月日 平成30年7月10日から13日まで

イ 監査の結果

《指摘事項》

- (ア) 林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入等については、未収金の回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。
- (イ) 物品購入契約等に係る見積合せの執行において、代理人の記名押印がない見積書や代表者の押印がない見積書は無効としなければならないが、これらを有効なものとしているものが2件あり、このうち、無効な見積書を提出している者と契約を締結しているものが、1件、69万1,200円あった。

《指導事項》

- (ア) 物品の賃貸借契約において、借入物品が納入されたときは、検査員を指定し、検査を行わなければならないが、これらを行っていないものがあった。
- (イ) 漁港道路の管理瑕疵により物損事故が発生し、賠償金として、1件、12万8,144円の支出があった。

(21) 監査実施部局名 選挙管理委員会事務局

ア 監査実施年月日 平成30年2月7日、21日、3月7日、14日、4月11日、18日、5月9日、16日、23日、6月6日及び20日

イ 監査の結果

《指導事項》

- (ア) 共通乗車券の管理において、取扱責任者は、乗車券綴を受領又は交付する必要があるときは、乗車券交付簿を備え、乗車券管理者の承認を得るとともに、乗車券綴の使用者から受領印を徴することとされているが、平成28年度及び平成29年度において、これらを行っていないものがあった。
- (イ) 製造の請負等の契約において、本来競争入札に付すべきものを随意契約により行う場合には、入札参加者指名選考委員会の審議に付さなければならないが、これを行っていないものがあった。

(22) 監査実施部局名 北方領土対策根室地域本部

ア 監査実施年月日 平成30年5月15日

イ 監査の結果

《指導事項》

- (ア) 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、1名分、1万2,000円あった。
- (イ) 公用車の損傷が発生し、修繕費用として、1件、9,471円の支出があった。

(23) 監査実施部局名 原子力環境センター

ア 監査実施年月日 平成30年5月22日及び23日

イ 監査の結果

《指導事項》

(ア) 公有財産については、公有財産台帳を備え、所在、種別、取得年月日、異動年月日等を記入した上、当該台帳に登録した建物等については、その図面を附属させておかなければならないが、これらを行っていないものがあった。

また、公有財産の管理において、建物を新築により取得した場合は、登記手続きをしなければならないが、これを行っていないものがあった。

(イ) 公用車の保守管理において、運行管理者は、法令等を遵守して定期点検整備を実施しなければならないが、これを実施していない公用車があった。

(ウ) 指定物品の処分において、物品不用決定書による不用の決定を行っていないものがあった。

また、指定物品現在高報告書の作成に当たっては、現物、備品記録票等と突合を行った上で、これを会計管理者に提出しなければならないが、当該物品が処分されているにもかかわらず、現存するものとして提出していた。

(24) 監査実施部局名 総合政策部

ア 監査実施年月日 平成30年6月19日から22日まで及び28日

イ 監査の結果

《指導事項》

(ア) 共通乗車券の管理において、取扱責任者は、乗車券綴を受領又は交付する必要があるときは、乗車券交付簿を備え、乗車券管理者の承認を得るとともに、乗車券綴の使用者から受領印を徴することとされているが、これらを行っていないものがあった。

(イ) 業務委託に係る予定価格調書の作成において、予定価格や入札書比較価格を誤って記載しているものがあった。

(25) 監査実施部局名 人事委員会事務局

ア 監査実施年月日 平成30年7月9日

イ 監査の結果

《指導事項》

委託契約における業務の完了検査について、受託者から実績報告書の提出があったときは、支出負担行為担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあった。

また、物品購入契約における納品検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあった。

(26) 監査実施部局名 議会事務局

ア 監査実施年月日 平成30年7月10日から12日まで

イ 監査の結果

《指導事項》

政務活動費の収支報告書等の提出があったときは、収支報告書や領収書その他の支出の事実を証する書類の写しの確認を行うとともに、条例で定める経費の範囲に従い使用されているかについて調査等を行うこととされているが、提出された調査研究費等の領収書等の写しの内容を十分に確認することなく、支出した経費の内容の記載がない領収書の写しを有効なものとして受理しているものなどがあった。

第3 公営企業会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数内訳

平成30年5月及び6月に監査を実施し、監査結果を決定した4部局のうち、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、総体として適正であると認められた部局は1部局、是正又は改善を求める事項があった部局は3部局であり、総則等の項目ごとに区分した、指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の内訳は、次のとおりである。

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	合 計
総 則				
予 算				
収 入				
支 出		1		1
契 約		4		4
財 産				
工事(技術)				
経 営 管 理	4			4
そ の 他		1		1
合 計	4	6		10

2 監査の結果

是正又は改善を求める事項があった3部局に係る指摘事項等は、次のとおりである。

(1) 監査実施部局名 企業局

ア 監査実施年月日 平成30年5月18日及び6月18日から20日まで

イ 監 査 の 結 果

《指摘事項》

工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が1億9,985万1,299円と7年連続の黒字決算となったところであるが、累積欠損金は86億3,792万623円となお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、平成27年度から取り組んでいる経営健全化計画の収支目標にある、毎年度における純利益の計上と未処理欠損金の低減等に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。

《指導事項》

(ア) 委託契約書等に係る解除請求権を定める条項について、誤って記載しているものがあった。

なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。

(イ) 公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、1件、10万2,930円の支出があった。

(2) 監査実施部局名 江差病院

ア 監査実施年月日 平成30年6月6日から8日まで

イ 監 査 の 結 果

《指摘事項》

病院事業に関する取引については、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならないが、諸負担金に係る消費税及び地方消費税の取扱いについて、課税取引とすべきものを不課税取引として経理しているものが、5件、5万1,346円あった。

《指導事項》

- (ア) 工事請負契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととされているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあった。
- (イ) 委託契約及び物品購入契約において、一般競争入札に付した場合は、契約の名称、入札者名、入札結果等を、また、物品購入契約において、1件の金額が160万円を超える随意契約を締結したときは、随意契約結果並びに入札参加者指名選考委員会における指名選考過程及びその理由、議決の状況等を、原則として、ホームページにより公表することとされているが、これらの公表を行っていないものがあった。
- (ウ) 物品購入契約において、1件の予定価格が160万円を超える随意契約を行う場合は、入札参加者指名選考委員会の審議に付さなければならないが、これを行っていないものがあった。
また、契約担当者等は、1件の予定価格が100万円以上の契約を締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。

(3) 監査実施部局名 道立病院局

ア 監査実施年月日 平成30年6月18日から20日まで

イ 監査の結果

《指摘事項》

- (ア) 病院事業の経営について、当年度は純損失が4億5,377万2,462円となり、累積欠損金は527億8,803万9,982円に増加し依然として多額であることなど、病院事業の経営は極めて厳しい状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。
- (イ) 費用を医療部門と療育部門に区分して経理する必要がある場合は、医療部門に係る費用は医業費用に療育部門に係る費用は医業外費用に計上し、両部門のどちらか明確に区分できない場合にあっては、当該費用を按分し計上することなどとされているが、計上の方法を誤っているものが、3件、19万5,880円あった。

《指導事項》

前渡資金による私費立替金の支払において、立替払を行った職員から請求書の提出があったが、長期間支払手続を行わなかったことから、年度内に支払っていないものが、1件、2万7,215円あった。

別記 監査実施部局及び監査実施年月日

一般会計及び特別会計

平成29年12月実施分

監査実施部局	監査実施年月日
総務部	平成29年12月4日、平成30年2月14日～16日、6月4日～8日

平成30年1月実施分

監査実施部局	監査実施年月日
オホーツク総合振興局	平成30年1月24日、25日、5月8日～11日

平成30年2月実施分

監査実施部局	監査実施年月日
選挙管理委員会事務局	平成30年2月7日、21日、3月7日、14日、4月11日、18日、5月9日、16日、23日、6月6日、20日

監査実施部局	監査実施年月日
教育庁	平成30年2月13日～16日、7月3日～6日

平成30年3月実施分

監査実施部局	監査実施年月日
胆振総合振興局	平成30年3月13日、5月22日～25日

監査実施部局	監査実施年月日
空知総合振興局	平成30年3月14日、6月5日～8日

平成30年5月実施分

監査実施部局	監査実施年月日
苫小牧警察署	平成30年5月8日
室蘭警察署	平成30年5月9日
北見高等技術専門学院	平成30年5月10日
紋別高等看護学院	* 平成30年5月11日
北警察署	平成30年5月14日
留萌振興局	平成30年5月15日～18日

監査実施部局	監査実施年月日
根室振興局	平成30年5月15日～18日
北方領土対策根室地域本部	平成30年5月15日
中央警察署	平成30年5月17日
東警察署	平成30年5月18日
原子力環境センター	平成30年5月22日～23日
東京事務所	平成30年5月23日～25日

平成30年6月実施分(その1)

監査実施部局	監査実施年月日
消防学校	* 平成30年6月8日
保健福祉部	平成30年6月11日～15日
環境生活部	平成30年6月13日～15日

監査実施部局	監査実施年月日
白石警察署	平成30年6月13日
手稲警察署	平成30年6月14日
精神保健福祉センター	* 平成30年6月15日

*印は、書面監査を実施した部局

平成30年6月実施分（その2）

監査実施部局	監査実施年月日
向陽学院 *	平成30年6月15日
農政部	平成30年6月18日～22日
警察本部	平成30年6月18日～22日
総合政策部	平成30年6月19日～22日、 28日
経済部	平成30年6月19日～22日
サハリン事務所 *	平成30年6月22日
西警察署 *	平成30年6月22日
南警察署 *	平成30年6月22日
豊平警察署 *	平成30年6月22日
厚別警察署 *	平成30年6月22日
江別警察署 *	平成30年6月22日
岩見沢警察署 *	平成30年6月22日

監査実施部局	監査実施年月日
栗山警察署 *	平成30年6月22日
美唄警察署 *	平成30年6月22日
赤歌警察署 *	平成30年6月22日
芦別警察署 *	平成30年6月22日
小樽警察署 *	平成30年6月22日
余市警察署 *	平成30年6月22日
倶知安警察署 *	平成30年6月22日
岩内警察署 *	平成30年6月22日
伊達警察署 *	平成30年6月22日
浦河警察署 *	平成30年6月22日
警察学校 *	平成30年6月22日

平成30年7月実施分

監査実施部局	監査実施年月日
建設部	平成30年7月3日～6日、9日
出納局	平成30年7月3日～5日
特別支援教育センター *	平成30年7月6日
旭川美術館 *	平成30年7月6日
帯広美術館 *	平成30年7月6日

監査実施部局	監査実施年月日
人事委員会事務局	平成30年7月9日
水産林務部	平成30年7月10日～13日
議会事務局	平成30年7月10日～12日
監査委員事務局	平成30年7月10日
労働委員会事務局	平成30年7月11日

公営企業会計

平成30年5月実施分

監査実施部局	監査実施年月日
企業局	平成30年5月18日、6月18日 ～20日

平成30年6月実施分

監査実施部局	監査実施年月日
江差病院	平成30年6月6日～8日
羽幌病院	平成30年6月6日～8日

監査実施部局	監査実施年月日
道立病院局	平成30年6月18日～20日

*印は、書面監査を実施した部局